

# 都市再生整備計画事業 事後評価の概要

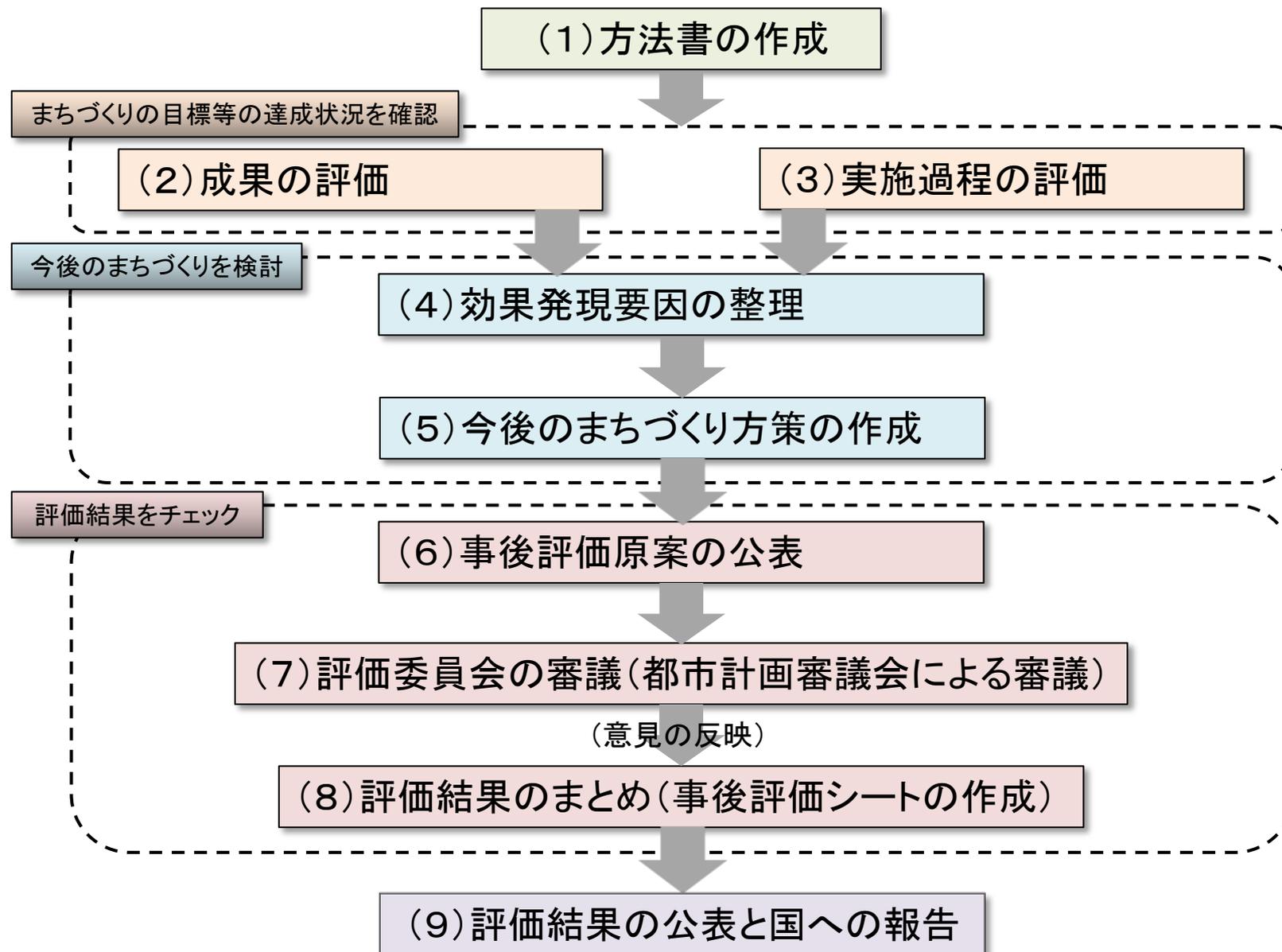
平成27年9月

# 事後評価の目的

## ■ 事後評価の目的

都市再生整備計画事業では、事業実施前の計画段階で目標となる数値指標を設定し、事業最終年度に事後評価を行い、達成状況等の確認をすることとなっています。

事後評価は、各種事業がもたらした成果等を客観的に診断し、成否の要因を分析して、今後のまちづくりを適切な方向に導くとともに、これらを市民のみなさまにわかりやすく説明することを目的としています。



# 事後評価の手順・内容

## (1) 方法書の作成

各評価項目について、いつ頃、どのような作業を行うことによって評価を実施するか、その方法をあらかじめ設定する、いわば、評価の“実施計画書”です。

具体的には、都市再生整備計画に記載した定量的な指標の計測時期や計測方法、各種検討作業の時期や主体、検討手法等を「様式1 都市再生整備計画事業 事後評価方法書」に記入します。

## (2) 成果の評価

都市再生整備計画に記載した目標(目標、目標を定量化する指標、目標値等)の変更の有無を確認します。続いて、事業の成果として、事業の実施状況(予算の執行状況や変更状況、施設の完成状況等)、都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況、都市再生整備計画に記載した数値目標以外の指標等による効果発現を計測・評価します。

## (3) 実施過程の評価

都市再生整備計画で実施を予定していた、又は実施に行った「モニタリングの実施状況」、「住民参加プロセスの実施状況」、「持続的なまちづくり体制の構築状況」を評価します。

## (4) 効果発現要因の整理

以上の評価結果について、成功要因を今後のまちづくりに活かし、十分な成果が出ていない場合等はその原因を究明して改善につなげていくため、結果(事業の成否)だけでなく、その結果に至った要因(効果発現要因)を分析・整理します。

# 事後評価の手順・内容

## (5) 今後のまちづくり方策の作成

交付期間終了後の交付金の効果の持続を図るため、上記までの評価結果等をもとに、事業の実施によって得られた効果・影響、ならびに事業実施過程をとおして得られた知見を活かし、今後のまちづくりに関わる方策(必要に応じ改善策も含めて)を検討します。

## (6) 事後評価原案の公表

以上までの手続きや検討結果を取りまとめ、事後評価原案(事後評価シートの一部)を完成させ、広報への掲載により周知し、都市政策課窓口での閲覧及びホームページへの掲載により、市民へ公表します。また、市民より広く意見を収集し、事後評価原案の内容を必要に応じて見直します。

## (7) 評価委員会の審議(都市計画審議会による審議)

市による自己評価に際して合理性・客観性を担保し、事後評価等が適切に遂行されたことを中立・公平な立場で確認していただき、事後評価についての意見や今後のまちづくり方策等についての意見を求めるため、有識者を含む評価委員会(都市計画審議会)の審議を経ます。

## (8) 評価結果のまとめ(事後評価シートの作成)

以上までの評価及び整理の結果から主要事項を抜粋し、評価結果の取りまとめ資料を作成します。また、「都市再生整備計画の成果及び今後のまちづくり」として、事業の完成状況(完成図や完成写真等)と今後のまちづくりの課題や具体方策、今後の目標等が一覧できる資料を作成します。

## (9) 評価結果の公表と国への報告

広報への掲載により周知し、都市政策課窓口での閲覧及びホームページへの掲載により、事後評価シートを市民へ公表します。併せて、国への報告を行います。

# 事後評価スケジュール(12月8日更新)

手 続 き	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	翌年度
(1)方法書の作成	↔							
(2)成果の評価		↔						
(3)実施過程の評価		↔						
(4)効果発現要因の整理		↔		● 12月3日:庁内検討会				
(5)今後のまちづくり方策の作成		↔		● 12月3日:庁内検討会				
(6)事後評価原案の公表				↔				
(7)評価委員会の審議 (都市計画審議会による審議)					● 1月21日(予定)			
(8)評価結果のまとめ (事後評価シートの作成)					↔			
(9)評価結果の公表と国への報告							●	←